

日本の高等教育機関における スクールソーシャルワーカー養成の全国実態調査

ズシ ケンイチ イワヤマ エリ
厨子 健一*1 岩山 絵理*2

目的 研究の目的は、日本の高等教育機関におけるスクールソーシャルワーカー（SSWer）養成の全国実態を明らかにすることである。

方法 調査は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟より「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」の認定を受けている63の養成校を対象に実施した。調査票は、29の養成校から回答を得た。回収率は46%であった。調査項目として、①養成校の概要、②養成教育の概要、③実習内容の実施程度、④養成教育における難しさ、4つにまつわる項目を設定した。

結果 過去3年間の教育課程修了者数の中央値（四分位偏差、最小値-最大値）は、2019年度2（2、0-16）人、2020年度2（4、0-13）人、2021年度2（3、0-13）人であった。過去3年間の教育課程修了者のうちの新卒SSWer数では、2019年度0（0、0-3）人、2020年度0（0、0-5）人、2021年度0（0、0-4）人であった。実習生の就職可能な範囲の正規SSWerの求人の有無について、求人がある7校（24%）、求人がない22校（76%）であった。実習先となる実習機関・施設の種別（複数回答）では、小学校14校（48%）、中学校16校（55%）、高等学校10校（34%）、教育委員会22校（76%）、その他11校（38%）であった。実習指導者の職種（複数回答）において、社会福祉士、精神保健福祉士の資格をもつSSWer26校（90%）、元教員のSSWer8校（28%）、その他3校（10%）であった。実習内容の実施程度の項目のなかで、中央値が4点の項目は、12項目中6項目、3点の項目が5項目、2点では1項目であった。養成教育における難しさは、実習先の少なさが自由記述に回答のあった23養成校のうち9校であった。以降、実習調整の困難8校、実習内容の不十分さ7校とつづいた。実習以外の難しさでは、正規採用の少なさ8校であった。

結論 スクールソーシャルワーク（SSW）教育課程を選択する学生は少なく、新卒SSWerを輩出できていない実態が明らかとなった。また、養成教育の難しさにおいて、養成校の課題に加え、実習を受け入れる教育行政のSSWに関する認知度や正規採用の少なさなどの課題が存在した。今後、養成校と教育行政との協働により、SSW活用の重要性や養成教育を検討していく必要がある。

キーワード スクールソーシャルワーク（SSW）、養成、教育課程、新卒スクールソーシャルワーカー（SSWer）、全国実態

I 緒 言

教育現場において、福祉専門職であるスクールソーシャルワーカー（School Social Worker :

以下、SSWer）への期待が大きくなっている。SSWerは、子どもたちが抱えている問題は、子どもたちが暮らしている生活環境上のさまざまな要因が絡み合った結果生じるという視点に立つ¹⁾。現在、国事業で動くSSWerの数は3,091人であり、年々増加している²⁾。配置拡大の理

*1 愛知教育大学教育学部准教授 *2 同助教

由の1つとして、不登校、いじめなどの問題行動等の背景には、子どもが置かれている環境の問題があることへのこれまで以上の注目が挙げられる³⁾。「夫が暴言をはきます。時には暴力も出ます。別れたいけど、私には生活力がありません。子どもは夫の顔色を見ながら生活しています。つらいです⁴⁾といったように、子どもは生活している環境の影響を受ける⁵⁾。子どもの支援に、生活環境に働きかけるSSWerが必要とされている。

SSWerの広がりに伴い、人材の確保が課題となっている。SSWer活用事業が開始された2008年当時、事業決定から時間があまりないまま、とり急ぐ形で採用が行われた⁶⁾。そのため、スクールソーシャルワーク（School Social Work：以下、SSW）が先進している自治体にあっても、専門家グループの人脈により人材を得ていた⁷⁾。現在も、福祉の専門性を証明する社会福祉士、精神保健福祉士の資格を所有するSSWerは100%にいたっておらず²⁾、専門性にかかわる課題をもつ⁸⁾。高い専門性が要求されるSSWerには、いずれかの資格を有することが重要であるという声がある⁹⁾。加えて、教育分野の知識も必要となる¹⁰⁾。教育現場において専門性を発揮できるSSWerの育成が急がれる。

人材の育成の方法の1つに、高等教育機関におけるSSWer養成がある。2008年度、社団法人日本社会福祉士養成校協会（2017年度より一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟）による「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」が創設された。社会福祉士等の国家資格有資格者がSSWを展開するために必要となる課程の設置条件を定め、当該要件を満たす学校が、SSW教育課程の認定校となる¹¹⁾。つまり、SSW教育課程の履修には、社会福祉士等の養成を受けることが前提にある。SSW教育課程では、教育現場での福祉の知識・技術に加え、教育や精神保健の教育内容を取り入れることが要求される¹²⁾。2022年4月現在、64の高等教育機関を認定校としている¹³⁾。養成教育の充実が、SSWerの輩出に貢献することは論をまたない。

SSWer養成に対する実態をとらえた調査がある。先行研究は、SSW実習¹⁴⁾、SSWer養成教育⁸⁾の実態を明らかにしている。奥村¹⁴⁾は養成教育の要となるSSW実習に焦点をあて、調査を踏まえ、より実践的な実習プログラムの開発が課題であるとした。近年の研究では、SSW教育課程修了者のうち卒業後に実際にSSW職に就くものが少ないことを示している⁸⁾。これらのことから、実習内容も含めた養成教育のあり方が問われていることが示唆される。養成教育の議論をしていくため、実態を把握する必要があるものの、実態に関する研究はまだ少なくこれから蓄積していかなければならない。教育現場においてSSWerの積極的な活用がうながされる状況のなか、さらなる実態調査の実施は、専門性を有した人材の拡充に向けた提言につながるものと思われる。本研究の目的は、日本の高等教育機関におけるSSWer養成の全国実態を明らかにすることである。

Ⅱ 方 法

（1） 調査概要

調査は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟より「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」の認定を受けている63の養成校を対象に実施した。実際、認定を受けている養成校は64校（2022年4月時点）あるが、著者らの所属機関も含まれる。調査の客観性の確保のため、自校を除く63校を対象とした。調査票は、2022年9月に配布した。調査方法に関して、各養成校に調査票を郵送し、養成教育を中心に担っている教員に回答してもらうよう依頼した。29の養成校から回答を得て、回収率は46%であった。

（2） 調査項目

調査項目として、①養成校の概要、②養成教育の概要、③実習内容の実施程度、④養成教育における難しさ、4つにまつわる項目を設定した。①養成校の概要は、養成校の校種、教育形態、養成の開始年度、過去3年間の教育課程修

了者数、過去3年間の教育課程修了者のうちの
 新卒SSWer数、実習生の就職可能な範囲の正
 規SSWerの求人の有無、養成校における現任
 者向けの研修会の実施の有無とした。②養成教
 育の概要では、教育課程の履修人数制限の有無
 と設けている場合の人数、教育課程の指定科目
 の複数名担当の有無、教育課程の指定科目以外
 の必修科目の有無、養成を受けるにあたり教育
 機関での活動（ボランティアなど）要件の有無、
 実習先となる実習機関・施設の種別（小学校、
 中学校、高等学校、教育委員会、その他）、実
 習指導者の職種（社会福祉士、精神保健福祉士
 の資格をもつSSWer、元教員のSSWer、その
 他）、実習指導者の独自要件の有無、実習時間、
 1人当たりの学生の巡回回数、実習中における
 巡回指導以外の指導の有無をたずねた。③実習
 内容の実施程度において、先行研究¹⁴⁾を参考に
 12項目を設定した。内容的、表面的妥当性の検
 討のため、研究者間で1問ずつ、内容と文章表

現が適切であるか確認を行った。12項目は、4
 つの実習の期間に分類した。「実習前(前)」2
 項目、「実習中(中)」5項目、「実習後(後)」4
 項目、「実習前・中・後(前・中・後)」1項目
 を作成した。回答は、「実施している」(4点)、
 「おおむね実施している」(3点)、「あまり実
 施していない」(2点)、「実施していない」(1
 点)の4段階リッカート尺度とした。④養成教
 育における難しさについて、自由記述で回答を
 求めた。

(3) 分析方法

量的データに関して、単純集計を行った。本
 研究で扱うデータは、サンプルサイズが小さい
 ことから、ノンパラメトリック統計の指標（中
 央値、四分位偏差）を中心に用いた。自由記述
 について、養成教育における難しさの内容を文
 脈単位にわけ、意味内容からコードを生成した。
 各コードについて、言及校数を集計した。コー
 ド化にいたる過程では、研究者間で分析内容を
 確認し、合意しながら進めた。分析ソフトは、
 HAD18¹⁵⁾およびMAXQDA 2020を用いた。な
 お、数値表記では、有効桁数を参考に桁数を判
 断した¹⁶⁾。

(4) 倫理的配慮

本研究は、愛知教育大学研究倫理審査委員会
 の承認を得て実施した（2022年8月23日、AU
 E20220303HUM）。調査依頼者には、同封の依
 頼文にて、①研究の主旨や目的、②個人が特定
 されないこと、③返送をもって調査に同意を得
 たものとする、④調査に協力しない場合でも
 不利益を被ることはないこと、4点を明記し
 た。

Ⅲ 結 果

(1) 養成校の概要（表1）

養成校の校種は、大学26校（90%）、大学院
 1校（3%）、専門学校2校（7%）であった。
 教育形態では、通学27校（93%）、通信0校
 （0%）、通学・通信両方1校（3%）、無回答

表1 養成校の概要（N=29）

		n (%) または 中央値(四分位偏差, 最小値-最大値)
養成校の校種	大学 大学院 専門学校	26(90) 1(3) 2(7)
教育形態	通学 通信 通学・通信両方 無回答	27(93) -(1(3) 1(3)
養成の開始年度	2008~2013年度 2014~2018年度 2019年度以降 無回答	8(28) 8(28) 12(41) 1(3)
過去3年間の教育課程 修了者数(中央値) ²⁾	2019年度 2020年度 2021年度	2(2, 0-16) 2(4, 0-13) 2(3, 0-13)
過去3年間の教育課程 修了者のうちの新卒 SSWer数(中央値) ³⁾	2019年度 2020年度 2021年度	0(0, 0-3) 0(0, 0-5) 0(0, 0-4)
実習生の就職可能な範囲の 正規SSWerの求人の有無	求人がある 求人がない	7(24) 22(76)
養成校における現任者 向けの研修会の実施の有無	実施している 実施していない	3(10) 26(90)

注 1) %については、まるめのために総計が100%とならない項目もある。
 2) 2019年度：無回答7、2020年度：無回答4、2021年度：無回答3。
 3) 2019年度：無回答7、2020年度：無回答4、2021年度：無回答3。

表2 養成教育の概要 (N=29)

		n (%) または 中央値(四分位偏差, 最小値-最大値)
教育課程の履修人数制限の有無・設けている場合の人数 ¹⁾ (中央値)	設けている 設けていない 設けている場合の人数	22(76) 7(24) 10(5, 3-20)
教育課程の指定科目の複数名担当の有無	複数名で担当している 複数名で担当していない	15(52) 14(48)
教育課程の指定科目以外の必修科目の有無	必修科目がある 必修科目がない	1(3) 28(97)
養成を受けるに当たり教育機関 ²⁾ での活動要件の有無	設けている 設けていない	6(21) 23(79)
実習先となる実習機関・施設の種別(複数回答)	小学校 中学校 高等学校 教育委員会 ³⁾ その他 ⁴⁾	14(48) 16(55) 10(34) 22(76) 11(38)
実習指導者の職種(複数回答)	福祉の資格 ⁵⁾ をもつSSWer 元教員のSSWer その他 ⁶⁾	26(90) 8(28) 3(10)
実習指導者の独自要件の有無	設けている 設けていない	3(10) 26(90)
実習時間 ⁷⁾	80時間 81時間以上 無回答	22(76) 5(17) 2(7)
1人当たりの学生の巡回回数	1回 2回以上 無回答	17(59) 10(34) 2(7)
実習中における巡回指導以外の指導の有無	実施している 実施していない	16(55) 13(45)

- 注) 1) 無回答1。
2) ボランティアなど。
3) 教育委員会からの派遣方式の場合、「教育委員会」を選択。
4) 福祉事務所、大学、児童養護施設など。
5) 社会福祉士、精神保健福祉士。
6) 児童養護施設の社会福祉士もしくは精神保健福祉士、認定精神保健福祉士。
7) SSW教育課程の認定には、80時間以上の実習を必要とする。

表3 実習内容の実施程度 (N=29)

	n	中央値	四分位 偏差	最小値	最大値
(前)実習先によるオリエンテーションを開催している	27	4	0.5	1	4
(前)実習生は、実習指導者と実習計画について共有している	27	4	0.3	1	4
(中)ケース記録を実習生は閲覧している	25	3	1	1	4
(中)家庭訪問に実習生は同行している	27	2	1	1	4
(中)面接場面に実習生は同席している	26	3	1	1	4
(中)1日の実習終了後に、実習指導者とのふりかえりを行っている	27	3	0.5	1	4
(中)ケースの見立て(アセスメント)を実習生に課している	26	3	0.8	1	4
(後)担当教員と実習生によるスーパービジョンを実施している	27	4	0.5	1	4
(後)実習生同士でふりかえりを行う時間を設けている	26	4	0.5	1	4
(後)実習報告会を開催している	27	4	0.5	1	4
(後)実習報告会では、実習自治体の関係者が参加している(前・中・後)いずれの時期でも、実習生が実習先以外のSSWerから話を聞く機会がある	27	3	2	1	4
	26	4	0.9	1	4

注) 表中の(前):実習前,(中):実習中,(後):実習後,(前・中・後):実習前・中・後。

1校(3%)であった。養成の開始年度において、2008~2013年度8校(28%)、2014~2018年度8校(28%)、2019年度以降12校(41%)、無回答1校(3%)であった。過去3年間の教育課程修了者数の中央値(四分位偏差、最小値-最大値)は、2019年度2(2, 0-16)人、2020年度2(4, 0-13)人、2021年度2(3, 0-13)人であった。過去3年間の教育課程修了者のうちの新卒SSWer数の中央値(四分位偏差、最小値-最大値)では、2019年度0(0, 0-3)人、2020年度0(0, 0-5)人、2021年度0(0, 0-4)人であった。実習生の就職可能な範囲の正規SSWerの求人の有無について、求人がある7校(24%)、求人がない22校(76%)であった。養成校における現任者向けの研修会の実施の有無は、実施している3校(10%)、実施していない26校(90%)であった。

(2) 養成教育の概要(表2)

教育課程の履修人数制限の有無は、設けている22校(76%)、設けていない7校(24%)であり、設けている場合の人数の中央値(四分位偏差、最小値-最大値)は10(5, 3-20)人であった。教育課程の指定科目の複数名担当の有無では、複数名で担当している15校(52%)、複数名で担当していない14校(48%)であった。教育課程の指定科目以外の必修科目の有無において、必修科目がある1校(3%)、必修科目

がない28校(97%)であった。養成を受けるに当たり教育機関での活動(ボランティアなど)要件の有無は、設けている6校(21%)、設けていない23校(79%)であった。実習先となる実習機関・施設の種別(複数回答)では、小学校14校(48%)、中学校16校(55%)、高等学校10校(34%)、教育委員会22校(76%)、

その他11校(38%)であった。実習指導者の職種(複数回答)において、社会福祉士、精神保健福祉士の資格をもつSSWer26校(90%)、元教員のSSWer8校(28%)、その他3校(10%)であった。実習指導者の独自要件の有無は、設けている3校(10%)、設けていない26校(90%)であった。実習時間では、80時間22校(76%)、81時間以上5校(17%)、無回答2校(7%)であった。1人当たりの学生の巡回回数において、1回17校(59%)、2回以上10校(34%)、無回答2校(7%)であった。実習中における巡回指導以外の指導の有無は、実施している16校(55%)、実施していない13校(45%)であった。

表4 養成教育における難しさ(N=23)

コード	代表的な語り	言及校数
・実習に関する難しさ		
実習先の少なさ	・実習先確保が困難 ・教育委員会での実習は難しい ・実習先が高等学校に偏る	9
実習調整の困難	・関係者が一堂に集まって協議する機会の確保が困難 ・派遣方式のSSWの元での実習で日程調整が難しい ・実習指導者の勤務日が決まっている	8
実習内容の不十分さ	・常勤でSSWerがいなくソーシャルワークが伝えられない ・スタンダードな実習プログラムが作成できない ・SSWerとしての実践経験を積む機会が少ない	7
実習指導者の少なさ	・実習指導者の確保が困難 ・有資格の実習指導者の確保が難しい ・有資格者でSSWerとしての現場経験が一定期間ある人の確保がむずかしい	5
自治体・教育委員会の理解の浅さ	・各教育委員会による実習受け入れに温度差がある ・自治体・教育委員会がSSWer養成に否定的 ・学校現場にSSWerの理解が十分ではない	4
・実習以外の難しさ		
正規採用の少なさ	・非常勤が多く就職意欲につながらない ・非正規雇用、賃金が低い ・正規雇用が少ない	8
希望学生の少なさ	・途中で断念してしまう ・コロナの影響でSSWer養成を選択できない ・履修希望者が少ない	5
カリキュラムの過剰さ	・SW実習時間の増加に伴う希望者の減少 ・SW養成カリキュラムと併行 ・カリキュラムが4年生中心	3
学生負担と雇用のアンバランス	・実習の負担と雇用条件の不一致 ・認定SSWerの資格が就活に生かされない ・高度な専門性と雇用条件の不一致	3
1人職場ゆへの困難	・新卒で一人職場での業務が難しい	1
卒後の育成システムの不足	・正規採用後の育成システムが少ない	1

注 1) 自由記述の無回答6。

(3) 実習内容の実施程度(表3)

実習程度の項目のなかで、中央値が4点の項目は、「(前)実習先によるオリエンテーションを開催している」「(前)実習生は、実習指導者と実習計画について共有している」「(後)担当教員と実習生によるスーパービジョンを実施している」「(後)実習生同士でふりかえりを行う時間を設けている」「(後)実習報告会を開催している」「(前・中・後)いずれの時期でも、実習生が実習先以外のSSWerから話を聞く機会がある」であった。中央値が3点の項目に関して、「(中)ケース記録を実習生は閲覧している」「(中)面接場面に実習生は同席している」「(中)1日の実習終了後に、実習指導者とのふりかえりを行っている」「(中)ケースの見立て(アセスメント)を実習生に課している」「(後)実習報告会では、実習自治体の関係者が参加している」であった。「(中)家庭訪問に実習生は同行している」では、中央値が2であった。

(4) 養成教育における難しさ(表4)

記述内容を分類すると、実習に関する難しさ、実習以外の難しさに整理され、それぞれに対し、コードが明確となった。実習に関する難しさは、実習先の少なさが自由記述に回答のあった23養成校のうちの9校であった。以降、実習調整の困難8校、実習内容の不十分さ7校、実習指導者の少なさ5校、自治体・教育委員会の理解の浅さ4校であった。実習以外の難しさでは、正規採用の少なさ8校、希望学生の少なさ5校、カリキュラムの過剰さ3校、学生負担と雇用のアンバランス3

校、1人職場ゆえの困難1校、卒後の育成システムの不足1校であった。

Ⅳ 考 察

(1) 養成校、養成教育の概要

過去3年間それぞれのSSW教育課程修了者数の中央値は2名であり、新卒SSWerの輩出が0名の養成校が多いことがわかった。SSWerの配置の充実に予算要求がされている¹⁷⁾なか、新卒SSWerの輩出に課題が生じている状況が明確となった。これは、先行研究⁸⁾と一致する。社会福祉士養成を行っているSSW教育課程認定校の新卒国家試験受験者¹⁸⁾の1校当たりにおける平均を計算すると、51人である。国家試験を受ける人数にくらべ、SSW教育課程修了者数の少なさは課題といえよう。社会福祉士養成を経て、さらにSSW教育課程を履修する学生が少数であることがわかった。少なさの背景の1つに、表2で示したように、あらゆる養成教育に対する準備は整っているものの、実習生の就職可能な範囲に正規のSSWerの求人が少ないことが影響していると考えられる。

(2) 実習内容の実施程度

実習内容の12項目に対し、6項目において中央値が4点となった。他方、実習中の5項目は2点あるいは3点の中央値となった。各種実習では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている¹⁹⁾ため、SSW実習にもあてはまることかもしれない。ただ、SSW実習のなかで、実習中の取り組みは中核を担っている。専門性に特化した実践的なSSWerの養成教育が目指されるなか¹⁴⁾、実習内容のこれまで以上の実施が求められるといえよう。

(3) 養成教育における難しさ

養成教育における難しさに対し、実習に関する難しさ5コード、実習以外の難しさ6コードが明らかとなった。自由記述に23養成校のなかで7校以上の回答のあったコードは、実習に関する難しさでは、実習先の少なさ、実習調整の

困難、実習内容の不十分さ、実習以外の難しさにおいては、正規採用の少なさであった。「スタンダードな実習プログラムを作成できない」「正規雇用が少ない」といった自由記述にあるように、養成校共通の実習プログラムがない⁸⁾ことや、SSW採用自治体の労働条件の不十分さ²⁰⁾などが影響していると思われる。SSW制度の構築には教育行政と協働が重要²¹⁾とされている。SSWer養成に際しても、養成校と教育行政が協働し、SSWの必要性も含めて養成教育のあり方を議論していくことが大切であろう。

(4) 限界と今後の課題

限界は、サンプルサイズが小さかったため、課題として抽出されたSSW教育課程修了者数や新卒SSWerの輩出に肯定的な影響を与える要因を明確にできなかったことである。今後、新卒SSWerを出している養成校へのインタビュー調査から、要因を探索し、そのうえでの実態調査の実施が重要である。本研究は、限界はあるが、実態を把握し、課題を提示できた点で、養成教育に有用な視座を提供できた強みがある。

Ⅴ 結 論

本研究は、日本の高等教育機関におけるSSWer養成の全国実態を明らかにすることを目的とした。SSW教育課程を選択する学生は少なく、新卒SSWerを輩出できていない実態が明らかとなった。また、養成教育の難しさにおいて、養成校の課題に加え、実習を受け入れる教育行政のSSWに関する認知度や正規採用の少なさなどの課題が存在した。今後、養成校と教育行政との協働により、SSW活用の重要性や養成教育を検討していく必要がある。

謝辞

調査にご協力いただいた養成校の教員のみなさまに深く感謝申し上げます。本研究は、令和4年度 愛知教育大学学長裁量経費の助成を受けて実施した。

文 献

- 1) 金澤ますみ. 学校という場を思考する「臨床教育学」への期待－スクールソーシャルワークとの接点から. 臨床教育学研究 2014; 2: 25-34.
- 2) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課. “スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ&A” (https://www.mext.go.jp/content/20230404-mxt_jidou02-000008592-cc.pdf) 2023.4.27.
- 3) 文部科学省初等中等教育局. “児童生徒の教育相談の充実について－学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり(報告)” (https://www.pref.shimane.lg.jp/izumo_kyoiku/index.data/jidouseito_nokyouikusoudannjyuujitu.pdf) 2023.4.27.
- 4) 荒巻りか. 子どもをめぐる相談の現場から見える家族－スクールソーシャルワーカーの立場から. クレスコ 2012; 12(8): 26-8.
- 5) 山野則子. スクールソーシャルワークからの子どもの不登校・いじめ・自殺予防への提言. 教育展望 2018; 64(4): 31-5.
- 6) 山野則子. スクールソーシャルワークの役割と課題－大阪府の取り組みからの検証. 社会福祉研究 2010; (109): 10-8.
- 7) 鶴飼孝導. スクールソーシャルワーカーの導入－教育と福祉の連携の必要性. 立法と調査 2008; (279): 59-68.
- 8) 寺田千栄子. わが国のスクールソーシャルワーカーの養成教育のあり方における考察－SSW養成校へのアンケート調査から. 地域創生学研究 2018; 1: 107-19.
- 9) 半羽利美佳. スクールソーシャルワーカーとは. 山野則子, 野田正人, 半羽利美佳編. よくわかるスクールソーシャルワーク 第2版. 京都: ミネルヴァ書房, 2016; 24-5.
- 10) 文部科学省. “スクールソーシャルワーカー活用事業” (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/cho usa/shotou/046/shiryo/attach/1376332.htm) 2023.3.30.
- 11) 社団法人日本社会福祉士養成校協会. “社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業の創設について” (http://www.jaswe.jp/ssw/h20ssw_accreditation_jascsw.pdf) 2023.1.25.
- 12) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟. “スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定に関する規定第6条第7項に規定する科目の教育内容, 教員要件, スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設, 実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式の改正について(通知)” (http://jaswe.jp/doc/20210401_sswtsuchi.pdf) 2023.1.25.
- 13) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟. “スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業 認定課程設置校一覧” (http://jaswe.jp/ssw/20220415_sswlist.pdf) 2023.1.20.
- 14) 奥村賢一. スクール(学校)ソーシャルワーク実習の実施状況に関する全国実態調査. 学校ソーシャルワーク研究 2013; 8: 56-67.
- 15) 清水裕士. フリーの統計分析ソフトHAD－機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案. メディア・情報・コミュニケーション研究 2016; 1: 59-73.
- 16) 本安晴. 統計学を学ぶための数学入門 [上]－算数から数学へ. 東京: 培風館, 2008.
- 17) 文部科学省初等中等教育局. “令和5年度 概算要求主要事項” (https://www.mext.go.jp/content/20220829-mxt_kouhou02-000024712_5-1.pdf) 2023.3.25.
- 18) 厚生労働省. “参考資料 第35回社会福祉士国家試験学校別合格率” (<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000909013.pdf>) 2023.4.29.
- 19) 灰谷和代. コロナ禍におけるソーシャルワーク実習の対応－オンライン実習プログラムの検討. 東北公益文科大学総合研究論集 2021; 39: 99-107.
- 20) 藤本啓寛. スクールソーシャルワーカーとして就職する困難－東京都基礎自治体への調査をもとに. 早稲田大学大学院教育学研究科紀要: 別冊 2021; 28(2): 139-49.
- 21) 山野則子. 日本におけるスクールソーシャルワーク構築の課題－実証的データから福祉の固有性探索. 学校ソーシャルワーク研究 2007; 1: 67-78.